

県南広域振興局長告示第29号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年3月24日

県南広域振興局長 菅原健司

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0351500251	オレンジ水沢	奥州市胆沢小山字龍ヶ馬場50番地7	令和7年12月31日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0351500251	オレンジ水沢	奥州市胆沢小山字龍ヶ馬場50番地7	令和7年12月31日